

(様式 2 : 意見表明の内容)

資源管理手法検討部会における意見表明について

1. 対象となる水産資源

ムロアジ類東シナ海、マルアジ日本海西部・東シナ海系群

2. 意見表明の申出者

氏 名	川口 和宏
所属又は職業等	長崎県水産部長

3. 意見表明の内容

(1) 全体に関する御意見（本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。）

本県では、ムロアジ類東シナ海、マルアジ日本海西部・東シナ海系群は、主に中・小型まき網漁業で漁獲されており、当該漁業は県漁業調整規則に基づく知事許可漁業である。

このため、本県は許可庁として適切に漁業を管理する必要があり、本系群がTAC管理になれば、本県は漁獲実績がある都道府県全体の漁獲量のうち80パーセントの漁獲量を構成する漁獲量上位県に当たり、国から明示される知事管理漁獲可能量を適切に管理する必要もある。

本系群について、5ヶ年平均（平成27年～令和元年）では、本県の漁獲量が全体のおよそ3割を占めており、その多くが水産加工品の原料向けとして出荷される重要資源である。

(2) 各論に関する御意見（各項目に係る御意見があれば、御記載ください。）

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

中・小型まき網漁業で漁獲される本系群は、狙っていないにもかかわらずマアジやサバ類等との混獲によるものが多く占めており、数量管理を行うにあたっては、混獲による漁獲物の適切な数量把握が必要となる。

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

本系群は、中国と韓国の沿岸域を含む東シナ海の広範にわたって分布しており、資源評価の正確性を高めるためには、現状でなされていない両国の漁獲状況等を考慮した評価を行う必要がある。

また、本系群は、令和2年度までマルアジを含むムロアジ類として資源評価が行われていたが、令和3年度からマルアジとムロアジ類に分けて資源評価を行うようになっている。しかしながら、現状では農林統計データでマルアジとムロアジ類が区分されていないこと、本県の主要魚市場においてもマルアジとムロアジ類がサイズ別に仕分けされていないこと等から、マルアジを含むムロアジ類として一括した資源評価を行い、漁獲量を管理することが妥当と考える。

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

本系群が混獲主体の漁獲実態であることを踏まえ、日々の漁業の現場で本系群に関係しているまき網等の漁業者の意見を汲み取った資源評価並びに漁家経営に配慮した漁獲シナリオの導入が優先されるべきと考える。

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

本県では、本系群の多くは混獲により漁獲され、漁場においては狙っていないにもかかわらず入網する場合がしばしば発生し、混獲回避することが困難な魚種であり、このことは、本系群の数量管理が技術的に非常に難しいということを示唆している。このため、意図しない混獲であっても数量管理の上限に達した場合、まき網等の操業が規制される事態が発生することが予想される。本系群の数量管理を行う場合には、混獲という漁獲管理の困難性を考慮し、漁獲量が一定水準に達した場合は、国の留保から追加配分を行う等により円滑な資源管理が行われるべきである。

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

資源管理計画に基づき中・小型まき網では年間 48 日以上（原則、月に 4 日以上）、の休漁を実施している。

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

本県では、本系群の多くはまき網漁業によって混獲主体で漁獲されており、県内の中・小型まき網等の関係漁業者から意見を聞く必要がある。

⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

本系群の資源評価にあたっては、先行 T A C 種と異なり、狙い操業を考慮した手法が提案されるなど、本系群の漁獲実態を踏まえた方法が用いられようとしているが、これら手法を含め漁業者が納得して資源管理に取り組めるよう、わかりやすい説明をお願いしたい。

⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

本県では、本系群の 9 割以上を中型まき網漁業が漁獲しており、同じく 9 割以上を中型まき網漁業で漁獲しているマアジやマサバ及びゴマサバと同様の漁業種類の組成であるため、T A C が開始された場合の配分基準は現行の T A C 魚種に準じることが考えられる。

(3) その他（御質問等があれば、御記載ください。）

(様式 2 : 意見表明の内容)

資源管理手法検討部会における意見表明について

1. 対象となる水産資源

ムロアジ類東シナ海系群

2. 意見表明の申出者

氏 名	外城 和幸
所属又は職業等	鹿児島県水産振興課

3. 意見表明の内容

(1) 全体に関する御意見（本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。）

資源評価の指標として 1973 年以降の大中型まき網漁業の漁獲量を用いられていますが、同漁業は、近年、東シナ海における操業実績が、過去に比べて減少していると認識しています。よって漁場利用に大きな変化があったことを加味した資源評価を行うことが適当であると考えます。

また、令和 3 年度資源評価報告書によると、東シナ海における 2019 年のムロアジ類（マルアジ含む）の漁獲量は我が国が約 8 千トンであるのに対し、中国におけるその他アジ類の漁獲量は約 45 万トンとなっており、外国漁船によるムロアジ類の漁獲が圧倒的に多いことが伺えます。漁獲量の多い外国漁船の操業実績を反映せず、分布域の一部の魚群の密度をもって東シナ海全体の資源状態を評価することは適当と言えないと考えます。

以上のことから漁業者が理解し、かつ納得できるだけの情報が得られる段階に至ってから、数量による資源管理を推進していく方が良いものと考えます。

(2) 各論に関する御意見（各項目に関係する御意見があれば、御記載ください。）

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

本県水産技術開発センターにおいて、まき網漁業の漁獲量を把握しています。

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

漁業者が理解し、かつ納得しうる情報が得られるようになった段階で資源管理目標等を導入した方が良いものと考えます。

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

②と同じ。

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

②と同じ。

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

本県でムロアジ類を漁獲する主体は中小型まき網漁業であり、当該漁業では自主的管理として、①1ヶ月の水揚げ日数は18日以内とすること、②原則月に5日間の休漁を設けることとしています。

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

ムロアジ類を利用する地域、漁業者（特にまき網漁業者）、加工業者等に幅広く声をかけるべきであると考えます。

⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

A B Cの根拠について説明していただきたい。

⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

大臣管理区分及び漁獲量の多い県になると考えます。

（3）その他（御質問等があれば、御記載ください。）

(様式 2 : 意見表明の内容)

資源管理手法検討部会における意見表明について

1. 対象となる水産資源

ムロアジ類東シナ海系群

2. 意見表明の申出者

氏 名	玉置泰司
所属又は職業等	一般社団法人日本定置漁業協会 専務理事

3. 意見表明の内容

(1) 全体に関する御意見（本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。）

令和 3 年資源評価報告書によると、同系群はムロアジ、モロ、クサヤモロ、オアカムロ、アカアジの 5 魚種からなるようであるが、分布や生態が異なる 5 魚種を一括して 1 つの資源として資源評価することが、科学的に可能なことなのか。まず最初に魚種別の漁獲量を把握できる体制を作ってから魚種別に資源評価を行うべきではないか。さらに、同報告書によると中国のマアジを除くその他のアジ類の 2019 年の漁獲量は 448,739 トンとされており、同年の我が国のムロアジ類漁獲量 4,800 トンの 93 倍（同年の我が国のマルアジ漁獲量 3,200 トンを加えても 56 倍）もある。現時点で TAC 管理を行うことの効果について科学的根拠は乏しいと思われる。

(2) 各論に関する御意見（各項目に関係する御意見があれば、御記載ください。）

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

農林統計ではムロアジ類となっており、ムロアジ、モロ、クサヤモロ、オアカムロ、アカアジにマルアジも含んでいる。魚種別の漁獲量が把握できる体制をまず整備するべきではないか。

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

分布や生態が異なる 5 魚種を一括して 1 つの資源として扱い、かつ、中国の漁獲量がかなりの割合を示していると思われる中で、資源管理目標を設定可能であるという科学的根拠が乏しい。

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

分布や生態が異なる 5 魚種を一括して 1 つの資源として扱い、かつ、中国の漁獲量がかなりの割合を示していると思われる中で、漁獲シナリオを作成できる科学的根拠が乏しい。

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

分布や生態が異なる 5 魚種を一括して 1 つの資源として扱い、かつ、中国の漁獲量がかなりの割合を示していると思われる中で、数量管理を導入することの

効果について科学的根拠が乏しい。

- ⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

- ⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

ムロアジ類を多く漁獲する漁業者

- ⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

分布や生態が異なる 5 魚種を個別に資源評価ができていない段階で、無理やり 1 つの資源として扱い、かつ、中国の漁獲量がかなりの割合を示していると思われる中で、なぜ数量管理を導入しなければならないのかという理由。単に漁業法で TAC 管理が基本であると決めているからというのでは納得できない。数量管理の効果について科学的な根拠を示すべき。

- ⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

- (3) その他（御質問等があれば、御記載ください。）

TAC による数量管理は、科学的な資源評価に基づいて実施するべきである。